

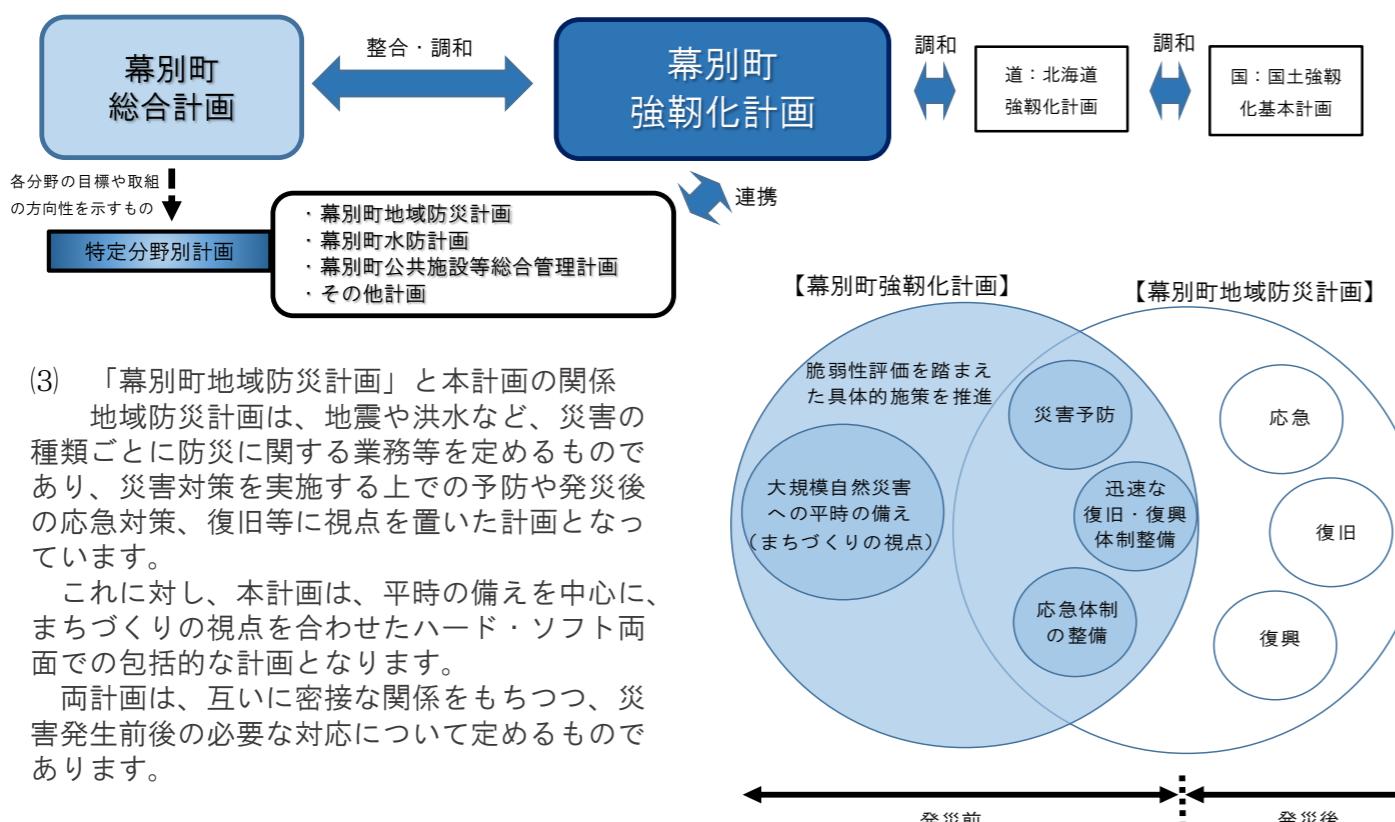
1 計画の策定趣旨

- 「国土強靭化」とは、あらゆる大規模災害等から人々の命を守り、経済社会への致命的な被害を抑えるとともに、災害発生後、迅速に回復するため、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会を構築することです。
- 国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靭化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定されたほか、令和3年度からは、国土強靭化の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が進められています。
- 北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るために地域計画として、平成27年3月に「北海道強靭化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。
- 本町においても、基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動などが可能な限り速やかに回復することができるだけの「しなやかさ」をもった「強靭な地域」をつくりあげるための取組を取りまとめ、推進していくために、「幕別町強靭化計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 計画の位置付け
本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の基本計画及び北海道強靭化計画と調和を保った計画です。また、「幕別町総合計画」、「幕別町地域防災計画」と整合、調和を図るとともに、国土強靭化に係る事項については、分野別の個別計画の指針と位置付けます。

- 計画期間
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの、概ね5年間とします。
ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。



3 計画策定の流れ

STEP 1	幕別町強靭化の目標設定
STEP 2	本計画の対象とするリスクの洗い出し
STEP 3	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
STEP 4	脆弱性評価（事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価）
STEP 5	施策プログラムの策定

STEP 1 幕別町強靭化の目標設定

幕別町強靭化を進めるに当たっては、国の基本計画及び北海道強靭化計画に掲げる目標に配意しつつ、次の3つを幕別町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めます。

- 大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る
- 幕別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- 幕別町の持続的成長を促進する

STEP 2 本計画の対象とするリスクの洗い出し

幕別町強靭化の対象となるリスクは、「北海道強靭化計画」が、広域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

STEP 3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国土強靭化基本法では、脆弱性評価を「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととしており、国の基本計画や北海道強靭化計画をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性を踏まえ7つのカテゴリーと20のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。

STEP 4 脆弱性評価（事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価）

- 脆弱性評価とは
地域の強靭化を進める中で、その前提となるリスクシナリオに対する地域の弱点を洗い出すプロセス
- 脆弱性評価の実施
本町における、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在実施している施策を特定するとともに、現状を改善するために何が課題で、今後どのような施策が必要かを検討し、施策分野ごとに整理を行い、脆弱性を分析・評価しました。

STEP 5 施策プログラムの策定

- 施策プログラムとは
脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するため、町だけでなく、国、北海道、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行う施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード施策」と情報・訓練・防災教育等の「ソフト施策」を適切に組み合わせた強靭化のための取組方針
- 施策プログラムの策定
リスクシナリオ及び施策分野ごとに施策プログラムを策定し、合計で43項目の施策プログラムを設定

4 リスクシナリオごとの施策プログラム

カテゴリ	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策プログラム（リスクシナリオを回避するための施策）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1-1 住宅、建築物等の耐震化 1-1-2 建築物等の老朽化対策 1-1-3 避難所の指定・整備・普及啓発 1-1-4 緊急輸送道路等の整備 1-1-5 防火対策・火災予防
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備（土砂災害）
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3-1 警戒避難体制の整備（津波災害）
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4-1 洪水ハザードマップの作成 1-4-2 河川改修等の治水対策
	1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5-1 除雪体制の確保
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化 1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化 1-7-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 1-7-4 防災教育推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備 2-1-2 非常用物資の備蓄促進
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化 2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充 2-2-3 救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	2-3-1 防疫対策 2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 2-3-3 災害時における福祉的支援
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下	3-1-1 災害対策本部機能等の強化 3-1-2 業務継続体制の整備
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大 4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保
	4-2 食料の安定供給の停滞	4-2-1 食料生産基盤の整備 4-2-2 道産食料品の販路拡大
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3-1 水道施設等の防災対策 4-3-2 下水道施設等の防災対策
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	4-4-1 道路施設の防災対策 4-4-2 鉄道の機能強化
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進 5-1-2 企業の業務継続体制の強化 5-1-3 被災企業等への金融支援
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下	5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃	6-1-1 森林の整備・保全 6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備 7-1-2 地籍調査の実施 7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

5 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

施策プログラムの推進に当たっては、府内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、幕別町強靭化のスパイラルアップを図っていきます。（右図参照）



■今後の予定

- 総務文教常任委員会（10月13日）
- 総務文教常任委員会の意見を踏まえた修正等
- パブリックコメント（11月1日～）
- パブリックコメントの意見を踏まえた修正等
- 策定（12月中旬）